

令和4年度 随意契約の公表(環境部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和4年4月1日から令和4年9月30日までの随意契約
【環境部】

| 担当課 | 契約名称 | 契約締結日 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 節科目 |
|----------|-------------------------|----------|--------------------|-------------------|-----------|---|--------------|
| 環境保全課 | 八尾市環境美化に必要な施策の実施等業務委託契約 | 令和4年4月1日 | 八尾をきれいにする運動推進本部 | 八尾市高美町5-2-2 | 1,263,000 | 市と市民、事業者等が一体となって、快適で美しいまちづくりを促進し、良好な都市環境の増進を図ることを目的に実施する事業の委託先を「八尾市環境美化に必要な施策の実施等の委託に関する要綱」により、同団体と定めたことによる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) | 委託料 |
| 環境保全課 | ゼロカーボンシティやお推進事業支援業務 | 令和4年8月1日 | 中央復建コンサルティング株式会社 | 大阪市東淀川区東中島4-11-10 | 9,922,000 | 当該業務については、プロポーザル方式により契約の相手方を選定しており、その中で受託候補者となった左記事業者は、本事業の趣旨をよく理解し、また企画提案力や金額等について総合的に優れており、本事業を委託するにあたって最もふさわしい事業者であると考えられるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) | 委託料 |
| 循環型社会推進課 | 建設委託契約 | 令和4年4月1日 | 大阪湾広域臨海環境整備センター | 大阪市北区中之島2-2-2 | 6,734,000 | 本市域内から生ずる可燃性一般廃棄物の焼却処理後の残渣に係る最終処分を行うことができる処分場が、現状では広域臨海環境整備センター法に基づき設立された大阪湾広域廃棄物埋立処分場のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) | 負担金、補助金及び交付金 |
| 循環型社会推進課 | 事業費調整にかかる契約 | 令和4年4月1日 | 大阪湾広域臨海環境整備センター | 大阪市北区中之島2-2-2 | 907,000 | 本市域内から生ずる可燃性一般廃棄物の焼却処理後の残渣に係る最終処分を行うことができる処分場が、現状では広域臨海環境整備センター法に基づき設立された大阪湾広域廃棄物埋立処分場のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) | 負担金、補助金及び交付金 |
| 循環型社会推進課 | シヨベルローダー修繕 | 令和4年9月3日 | トヨタL&F近畿株式会社 東大阪支店 | 東大阪市中石切町7-4-48 | 1,289,934 | 当該車輛は同社が製作した特殊車輛であり、同社でないとは修繕ができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) | 需用費 |

| 担当課 | 契約名称 | 契約締結日 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 節科目 |
|-------|-------------------------|----------|-------------------------|------------------|----------------------------|---|-----|
| 環境事業課 | 八尾市清掃庁舎解錠等業務 | 令和4年4月1日 | 公益社団法人 八尾市シルバー人材センター | 八尾市宮町一丁目10-32 | 単価契約 (年間見込額) 280,836 | 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第2項に規定するシルバー人材センターとの契約であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当) | 委託料 |
| 環境事業課 | 「八尾市粗大ごみ処理手数料券」の管理・配送業務 | 令和4年4月1日 | 株式会社HMK ロジサービス | 大阪市中央区大手前一丁目7-31 | 単価契約 (年間見込額) 765,077 | 当該業務については、平成25年度の粗大ごみ有料化実施以降、左記事業者在庫の保管及び管理を一括して委託しており、円滑な業務遂行にあたって左記事業者が最もふさわしい事業者であると考えられるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) | 委託料 |
| 環境事業課 | 八尾市粗大ごみ処理手数料の収納事務に関する業務 | 令和4年4月1日 | 株式会社セブン-イレブン・ジャパン | 東京都千代田区二番町8-8 | 単価契約 (年間見込額) 958,911 | 「八尾市粗大ごみ処理手数料券」購入に際して、左記事業者は販売時間、販売店舗数において利便性が高いため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) | 委託料 |
| | | | 株式会社ファミリーマート | 東京都港区芝浦三丁目1-21 | 単価契約 (年間見込額) 859,619 | | 委託料 |
| | | | 株式会社ローソン | 東京都品川区大崎一丁目11-2 | 単価契約 (年間見込額) 520,107 | | 委託料 |
| 環境施設課 | 八尾市立久宝寺墓地管理及び清掃業務 | 令和4年4月1日 | 久宝寺墓地管理委員会 | 八尾市北久宝寺3-1-20 | 1,999,800 | 当該委員会は地元墓地使用者による委員会であり、久宝寺墓地が八尾市に移管されるまでは共同墓地として地元が管理していた経過があり、祖先崇拝及び慣習の観点から当該委員会に委託するのが適しているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) | 委託料 |
| 環境施設課 | 八尾市立安中墓地管理及び清掃業務 | 令和4年4月1日 | 一般社団法人やお座 | 八尾市南本町8-1-21 | 1,805,760 | 当該協議会は地域のまちづくりを行っている法人であり、まちづくりの視点から墓地管理に携わることができ、相乗効果も大きいと考えられるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) | 委託料 |
| 環境施設課 | 八尾市立西郡新墓地管理及び清掃業務 | 令和4年4月1日 | 西郡まちづくり協議会 | 八尾市桂町2-37 | 1,805,760 | 当該協議会は地域のまちづくりを行っている団体であり、まちづくりの視点から墓地管理に携わることができ、相乗効果も大きいと考えられるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) | 委託料 |

| 担当課 | 契約名称 | 契約締結日 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 節科目 |
|-------|----------------------------|----------|---------------------|-------------------|------------------------------|--|-----|
| 環境施設課 | 八尾市立龍華墓地管理及び清掃業務 | 令和4年4月1日 | 公益社団法人八尾市シルバー人材センター | 八尾市宮町1-10-32 | 単価契約 (年間見込額) 1,670,760 | 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第2項に規定するシルバー人材センターとの契約であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当) | 委託料 |
| 環境施設課 | 八尾市一般廃棄物最終処分場清掃業務 | 令和4年4月1日 | 公益社団法人八尾市シルバー人材センター | 八尾市宮町1-10-32 | 単価契約 (年間見込額) 1,096,704 | 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第2項に規定するシルバー人材センターとの契約であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当) | 委託料 |
| 環境施設課 | 八尾市一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設運転管理業務 | 令和4年5月1日 | クボタ環境サービス株式会社 大阪支社 | 兵庫県尼崎市浜1-1-1 | 2,178,000 | 当該施設は㈱クボタが製作・設置したものであり、同社もしくは関連会社以外では運転管理が困難なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) | 委託料 |
| 環境施設課 | 八尾市立斎場火葬炉及びその他設備修繕 | 令和4年6月1日 | 高砂炉材工業株式会社 | 東京都中央区日本橋本町3-2-13 | 29,920,000 | 火葬業務に支障のないよう火葬炉運転管理と一体的に実施することが必要であり、当該火葬炉設備の構造を熟知しており、火葬炉設備の運転管理及び保守点検業務を委託している同社でないと運転を中断せずに修繕することが困難であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) | 需用費 |
| 環境施設課 | 八尾市立斎場非常用自家発電設備保守点検業務 | 令和4年4月1日 | 三友工業株式会社 | 兵庫県尼崎市西長洲町1-1-45 | 597,300 | 当設備は、ヤンマーディーゼル㈱が建設時に設置したものでありますが、非常時に稼働させるものであるため、特に設備に精通した保守点検業者である、ヤンマーディーゼル㈱の特約店の上記業者と保守点検契約を締結するものであります。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) | 委託料 |
| 環境施設課 | 八尾市立斎場清掃業務 | 令和4年4月1日 | 公益社団法人八尾市シルバー人材センター | 八尾市宮町1-10-32 | 単価契約 (年間見込額) 4,175,600 | 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第2項に規定するシルバー人材センターとの契約であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当) | 委託料 |

| 担当課 | 契約名称 | 契約締結日 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 節科目 |
|-------|------------------------------|----------|----------------------------|-------------------|------------|--|-----|
| 環境施設課 | 八尾市立斎場自家用電気工作物保安管理業務 | 令和4年4月1日 | 一般財団法人関西電気保安協会 東大阪営業所 | 東大阪市菱江3-9-5 | 557,172 | 当委託業務は過去複数回入札による不調があり、これまで委託してきた同法人でしか保安管理が対応できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) | 委託料 |
| 環境施設課 | 八尾市立斎場自動扉開閉装置保守点検業務 | 令和4年4月1日 | ナブコドア株式会社 東大阪営業所 | 東大阪市御厨南3-6-7 | 855,360 | 当該装置は同社が製作及び設置した装置であり、同社でないと保守点検が困難であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) | 委託料 |
| 環境施設課 | 八尾市立斎場火葬炉設備運転管理及び火葬炉設備保守点検業務 | 令和4年4月1日 | 高砂炉材工業株式会社 | 東京都中央区日本橋本町3-2-13 | 16,737,600 | 当該設備を製作及び設置した会社が倒産したため習熟した技術をもつ元社員がいる高砂炉材工業(株)でないと火葬炉設備の運転管理及び保守点検が困難であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) | 委託料 |
| 環境施設課 | 八尾市立斎場中央監視設備改修修繕 | 令和4年8月1日 | パナソニックE Wエンジニアリング株式会社 近畿支店 | 大阪市中央区城見2-1-61 | 1,729,200 | 当該設備は、電気設備システムの集中管理システムである中央監視盤であり、建設時に松下電工が設置したのですが、電気設備システムの適切な維持保守管理を行うため、同社の業務を引き継いだものです。そのため、同社でなければ維持保守管理及び迅速かつ適切な修繕が困難であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) | 委託料 |
| 環境施設課 | 八尾市立斎場非常用発電設備用蓄電池交換修繕 | 令和4年8月1日 | 三友工業株式会社 | 兵庫県尼崎市西長洲町1-1-45 | 2,325,180 | 当該設備は、ヤンマーディーゼル(株)が建設時に設置したものでありますが、非常時に稼働させるものであるため、特に設備に精通した保守点検業者である、ヤンマーディーゼル(株)の特約店の上記業者と修繕契約を締結するもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) | 委託料 |

| 担当課 | 契約名称 | 契約締結日 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 節科目 |
|-------|-----------------------------|----------|---------------------------|----------------------|-------------|---|-----|
| 環境施設課 | 八尾市立斎場中央監視盤保守点検業務 | 令和4年4月1日 | パナソニックLSEエンジニアリング株式会社近畿支店 | 大阪市中央区城見2-1-61 | 506,000 | 当該設備は、電気設備システムの集中管理システムである中央監視盤であり、建設時に松下電工が設置したのですが、電気設備システムの適切な維持保守管理を行うため、同社の業務を引き継いだ当該法人でなければ保守点検が困難であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) | 委託料 |
| 環境施設課 | 八尾市立リサイクルセンター運営管理業務 | 令和4年4月1日 | 極東サービスエンジニアリング株式会社 | 東京都品川区東品川3-15-10 | 166,894,200 | 当該施設は、極東開発工業(株)が設計施工したもので、特殊プラント施設であり、同社もしくは関連会社以外では運営管理が困難であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) | 委託料 |
| 環境施設課 | ガラスびん選別時に生じる残渣の再資源化処理業務 | 令和4年4月1日 | 株式会社タカハシ | 大阪府大阪市城東区中浜2-11-11 | 4,412,100 | 令和4年度の入札参加資格者名簿に登録されており、かつ、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の令和3年度、ガラスびんの登録再生処理事業者の中で、用途を「ガラス製容器」の項目で登録している業者は同社のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) | 委託料 |
| 環境施設課 | PETボトル及び容器包装プラスチックに係る再商品化業務 | 令和4年4月1日 | 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 | 東京都港区虎ノ門1-14-1 | 985,270 | 当該業務は法令の要請により分別基準適合物の引渡し及び再商品化委託先が左記業者(指定法人)になっているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) | 委託料 |
| 環境施設課 | 使用済小型電子機器等引渡し業務 | 令和4年4月1日 | 大栄環境株式会社 | 大阪府和泉市テクノステージ二丁目3-28 | 759,000 | 左記業者は、関西圏での小型家電の収集・リサイクル売却の実績があり、当市においても安定的な収集を契約当初より履行している。継続して多量の小型家電の収集を計画的、安定的な収集、処理するには同社が適当であると判断したため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) | 需用費 |

| 担当課 | 契約名称 | 契約締結日 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 節科目 |
|-------|---------------------------------------|-----------|------------------------|-------------------------------------|------------------------------|--|-----|
| 環境施設課 | 八尾市立リサイクルセンター 粗大ごみ受入コンベア(1)エプロンパン取替修繕 | 令和4年6月22日 | 極東サービスエンジニアリング株式会社 | 東京都品川区東品川3-15-10 | 39,600,000 | 市民生活に欠くことのできない施設であることから、廃棄物の処理に支障が無いようにするためには、施設の運転管理業務と一体となった計画的な修繕が欠かせないものであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) | 需用費 |
| 環境施設課 | 令和3年度 八尾市し尿収集手数料調定システム保守及び運用業務 | 令和4年4月1日 | ヴェオリア・ジェネッツ株式会社 関西支店 | 大阪府大阪市淀川区西中島三丁目9-12 | 2,267,375 | 本業務については、市がし尿収集手数料徴収業務を委託していた公益財団法人八尾市清協公社(以下「公社」)が平成29年3月31日に解散したことに伴い、市が直接し尿収集手数料徴収業務を行うことに際して、同業務をトラブルなく円滑に実施し、業務の効率性・継続性を維持するため、公社が平成26年7月に導入した同システムを構築した左記業者と継続して契約をする必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) | 委託料 |
| 環境施設課 | 八尾市近鉄八尾駅高架下公衆便所清掃業務 | 令和4年4月1日 | 近鉄ファシリティーズ株式会社 | 大阪市中央区難波2-2-3 | 1,980,000 | 左記業者は近鉄八尾駅高架下構造物の全般管理を業務とし、同所に入居する他施設の清掃も一括して請負っており、災害・トラブル等に対しても迅速な対応が可能であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当) | 委託料 |
| 環境施設課 | 八尾市立衛生処理場構内管理業務 | 令和4年4月1日 | 公益社団法人八尾市シルバー人材センター | 八尾市宮町1-10-32 | 単価契約 (年間見込額) 1,036,620 | 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第2項に規定するシルバー人材センターとの契約であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当) | 委託料 |
| 環境施設課 | 八尾市立衛生処理場清掃業務 | 令和4年4月1日 | 公益社団法人八尾市シルバー人材センター | 八尾市宮町1-10-32 | 単価契約 (年間見込額) 825,741 | 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第2項に規定するシルバー人材センターとの契約であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当) | 委託料 |
| 環境施設課 | 八尾市立衛生処理場一般廃棄物(焼却灰・汚泥)処理業務 | 令和4年4月1日 | 大栄環境株式会社 三重中央開発株式会社 | 和泉市テクノステージ2-3-28 三重県伊賀市予野字鉢屋4713 | 単価契約 (年間見込額) 1,164,000 | 一般廃棄物収集運搬処分業の許可を持ち、焼却灰(飛灰含む)と汚泥をともに再資源化することができるのは、近隣では左記業者に限定されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) | 委託料 |

| 担当課 | 契約名称 | 契約締結日 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 節科目 |
|-------|-----------------------------|-----------|------------------------|------------------|------------------------------|---|-----|
| 環境施設課 | 八尾市立衛生処理場自家(非常)用発電機設備保守点検業務 | 令和4年4月1日 | 株式会社明電エンジニアリング 関西支社 | 兵庫県尼崎市西長洲町1-1 | 880,000 | 当該設備には株明電舎が製造した特殊な機器が使用されており、同社もしくは関連会社以外では保守点検が困難なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) | 委託料 |
| 環境施設課 | 八尾市立衛生処理場運転管理業務 | 令和4年4月1日 | 住友重機械エンパイロメント株式会社 大阪支店 | 大阪市北区中之島2-3-33 | 41,956,200 | 当処理場のプラントは住友重機械工業株が設計施工したもので、特殊な機器が多く、同社もしくは関連会社以外では運転管理が困難なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) | 委託料 |
| 環境施設課 | 八尾市立衛生処理場の臨時開場時における運転管理業務 | 令和4年4月1日 | 住友重機械エンパイロメント株式会社 大阪支店 | 大阪市北区中之島2-3-33 | 単価契約 (年間見込額) 2,459,600 | 当処理場のプラントは住友重機械工業株が設計施工したもので、特殊な機器が多く、同社もしくは関連会社以外では運転管理が困難なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) | 委託料 |
| 環境施設課 | 八尾市立衛生処理場前処理プラント修繕 | 令和4年6月6日 | サノヤス・エンテック株式会社 | 大阪市中央区日本橋1-17-17 | 4,620,000 | 当該装置は同社が製作した装置であり、同社でないと修繕が困難なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) | 需用費 |
| 環境施設課 | 八尾市立衛生処理場破碎機修繕 | 令和4年5月6日 | サンテック株式会社 | 和泉市池田下町1883-1 | 3,839,000 | 当該装置は特殊機器で、修繕にあたっては専門的な知識と高度な技術を要するもので、当該機器メーカーの指定を受けた直営代理店である左記業者でなければ実施が困難なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) | 需用費 |
| 環境施設課 | 八尾市立衛生処理場電気集塵機整備 | 令和4年7月6日 | 中西工業株式会社 | 大阪府八尾市福万寺町2-71 | 3,562,900 | 当該装置は同社が製作した装置であり、同社でないと修繕が困難なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) | 需用費 |
| 環境施設課 | 八尾市立衛生処理場プラント整備 | 令和4年9月12日 | 住友重機械エンパイロメント株式会社 大阪支店 | 大阪市北区中之島2-3-33 | 53,515,000 | 当処理場のプラントは住友重機械工業株が設計施工したもので、特殊仕様の機器が多く、また整備後の試運転が必要不可欠であることから、同社もしくは関連会社以外では対応が困難なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) | 需用費 |